

平成 27 年 3 月 11 日

株式会社日本証券クリアリング機構 御中

一般社団法人全国銀行協会

「外貨建て金利スワップ取引等の取扱いに係る制度要綱」に対する意見等の提出について

平成 27 年 2 月 10 日（火）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

日本証券クリアリング機構(JSCC)「外貨建て金利スワップ取引等の取扱いに係る制度要綱」に対する意見

項番	該当項目 (頁数、項番)	コメント	理由等
1	2～3頁 4.(1) 変動証拠金所要額 4.(2) 変動証拠金として 授受する通貨 4.(4) 決済時限	<p><決済時限について> 変動証拠金の支払時限は日本円と同様、日本時間の午前11時となっているが、実務上困難を伴うと思われるため、支払清算参加者による入金時限(T+1 AM11:00)の延長、または変動証拠金の通知時限(T+0 17:00)の前倒しをお願いしたい。また、外貨で決済をするのであれば通知日の翌々日決済にさせていただくことも検討していただきたい。</p>	<p>現在すでに対象商品となっている円と同様の時間とした場合、東京マーケットのクローズに必要な証拠金額が通知され、翌日の午前中までにJSCC指定の口座へ振り込みを行うことが必要となるが、夜間時間帯に翌朝(海外としては当日中)までの資金決済を完了させることはオペレーション上大きな負担となる。</p> <p>具体的に、米ドル、ユーロ建て取引を想定して説明すると、日本円と同様、変動証拠金の所要額の通知を受けるのが午後5時30分以降だとすると、(翌朝の手配では、時差の関係上、午前11時までの決済が不可能であるため)通知を受けた当日中に米国や欧州にある決済口座保有銀行あてに支払指図を発信しなければならない。このため、恒常的に時間外勤務で対応しなければならないほか、多額の変動証拠金差し入れを求められた場合には、資金繰りへの影響を受ける可能性すらある。世界的に取引時間帯をカバーできていない地方銀行が対応することは困難である。</p>
2	2～3頁 4.(1) 変動証拠金所要額 4.(2) 変動証拠金として 授受する通貨 4.(4) 決済時限	<p><円貨建ての取扱いについて> 外貨建て金利スワップの変動証拠金として授受する通貨を各々の通貨(米ドル建ては米ドル、ユーロ建てはユーロ等)だけではなく、円建てでも選択できる仕組みを構築していただきたい。</p> <p>特に、上述の変動証拠金の決済時限の延長が認められないのであれば、JSCCが指定した円換算額で決済する方法も選択可能にいただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外貨建ての証拠金の授受は、上述のとおり入出金に係る負担がある。当初証拠金の支払いでは円建てが認められおり、変動証拠金についても円建てが許容されるよう検討していただきたい。 国内市場であり、円貨建て金利スワップと合算で、日本円で管理することについて検討していただきたい。
3	全般	「JPY-LIBOR-BBA」の表記について、「LIBOR」公表先が「ICE」に変更になっており、変更が必要と思われる。	—